

ほろのベの窓

幌延町広報誌 No.720

2024
10
月号

注目 幌延中の選手が初の全国大会で躍動!……4ページ



今月の表紙

9月7日(土)に開催された「第50回ほろのベトナカイマラソン大会」の様子です。
沿道からの声援を受けながら、参加者69名が快走しました。

幌延町ウェブサイト <https://www.town.horonobe.jp/>



「する協定書」の履行状況について

められていることを確認～

○令和7年度以降の共同プロジェクトの実施について

- ・共同プロジェクトは、令和4年度 第3回確認会議等において、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に沿って、令和10年度末まで研究期間が設定されていることを確認済みであるが、令和6年度末で前半3年間は終了し、令和7年度から後半4年間の研究を実施予定であること。
- ・令和7年度以降の実施に向けた手続きについては、令和6年6月の第3回管理委員会において、次のとおり進めることを確認していること。
- ・第4回管理委員会（令和6年9月）において、令和6年度までに得られる成果と令和7年度以降の研究計画と工程を説明し、現在の参加機関に参加意思を確認すること。
- ・第5回管理委員会（令和7年3月頃）において、参加意思を示した全機関一致の承認により、令和7年度以降の実施を決定すること。
- ・令和7年度以降の実施に当たっては、共同プロジェクトの現在の協定書に記載されている、放射性廃棄物を持ち込まない、NUMOに研究所を貸与しないといった全ての条項は変更されないこと。
- ・新たに参加を希望する機関は、管理委員会の全会一致の承認を経たうえで、協定書に署名を完了した段階での参入となること。

3 情報公開・情報発信・理解促進について

- ・研究計画書や成果報告書で使用する固有名詞（声問層など）をはじめ、専門的な内容や用語、図表等については、分かりやすく、より丁寧に説明していくことが重要であり、説明方法については継続して検討する必要があること。
- ・研究内容に関し、研究期間内に得られる研究成果を基にした数万年単位の超長期的な実現象の予測への対応など、道民から質問等が多く寄せられている事項や懸念等については、引き続き、丁寧な説明を行う必要があること。
- ・ホームページについて、情報の受信者の多様性に考慮し、豊富なコンテンツによる多種多様な情報発信がなされているものの、情報量が多いことから、重要度に応じてコンテンツを配置するなど、より効果的に情報を発信する必要があること。
- ・地層処分及び研究開発に関する理解促進や積極的な情報公開の観点から、地下施設見学会を行っているものの、深度500mまでの掘削工事に伴い、見学者の安全確保や工程管理のため、平日の見学会に制限を設けざるを得なくなったことから、日曜日の見学会を増やすとともに、新たに平日の地上施設見学会を行っていること。



空撮全景



9月5日、東立坑掘削工事深度500m到達

広報調査等交付金事業

「幌延町における深地層研究に関

～研究が三者協定に則り進

町は、今年度、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から提出のあった『幌延深地層研究計画 令和6年度調査研究計画』、および『幌延深地層研究計画 令和5年度調査研究成果報告』について、「幌延町における深地層の研究に関する協定書（以下「三者協定」という。）」第14条に基づき設置する「幌延深地層研究の確認会議（以下「確認会議」という。）」による内容確認結果を踏まえ、三者協定に則り、幌延深地層研究計画が進められていることについて確認し、その旨を原子力機構へ文書により通知しました。

幌延深地層研究計画の内容確認に当たっては、令和6年4月23日から令和6年8月26日まで、3回にわたり確認会議を開催し、「令和6年度調査研究計画」等に関し、構成員である北海道、幌延町および専門有識者からの質問のほか、道民から寄せられた質問等に対して、原子力機構から回答の説明を受ける形で確認を行いました。確認した事項の概要については、次のとおりです。

【確認会議で確認できた主な内容】

1 研究成果及び研究計画について

○令和5年度の研究成果及び令和6年度研究計画について

- ・令和5年度調査研究計画書のとおり3つの必須の課題について研究を行い成果を得ており、令和6年度の研究計画どおり開始し、遅れや新たな課題は生じていないこと。

○深度500mまでの掘削について

- ・令和6年度の坑道掘削工事は、令和5年度に掘削を開始した東立坑と換気立坑に加えて、西立坑と500m調査坑道の掘削を開始すること。
- ・掘削工事は、退避ルートを確保する観点から、3立坑（東立坑、西立坑及び換気立坑）を同時掘削しないよう計画しており、令和6年度後半には、換気立坑と西立坑の2か所で同時掘削する可能性はあるが、東立坑を避難ルートとして使用する計画であること。
- ・湧水抑制対策について、西立坑では、調査ボーリングにより得られた情報に基づき対策工事を実施していること。また、500m調査坑道では、350m調査坑道からの調査ボーリングに基づき、数か所で対策工事を実施したこと。
- ・現在の地下施設の施設整備工程（令和6年3月13日付け「地下施設の施設整備工程の更新について」で示された工程をいう。）について、作業員の増員や型枠の移設作業の合理化など作業の改善を行い、掘削速度の向上を図ることで、令和7年度末までに全ての施設整備が完了する予定であること。

2 幌延国際共同プロジェクトについて

○令和5年度の実施状況について

- ・令和5年度の幌延国際共同プロジェクト（以下「共同プロジェクト」という。）では、共同プロジェクトで設定した3つのタスク※に係る実施計画や各タスクの詳細な研究工程の承認を行ったほか、情報の収集や整理、共有といった机上の検討を中心に行ったこと。
- ・共同プロジェクトに関し、NUMO等の参加機関が幌延深地層研究センターを訪問した場合の対応状況（日程、場所、実施内容等）について、ホームページで情報発信していること。

※①タスクA：物質移行試験、②タスクB：処分技術の実証と体系化、③タスクC：実規模の人工バリアシステム解体試験

○令和6年度の実施内容について

- ・令和6年度における共同プロジェクトでは、令和5年度に引き続き、設定した3つのタスクに関する研究開発を実施すること。

幌延中の選手が初の全国大会で躍動!

7月31日(水)～8月2日(金)に中標津町ほかにて開催された「令和6年度 北海道中学校体育大会」で、準優勝した「稚内市立潮見が丘中学校(拠点校)」に所属する幌延中学校3年の宮本 都垂さん、同2年の清水 隆臣さん、田村 燈真さん、同1年の角山 銀仁朗さんの4名が、8月22日(木)から福井県福井市で開催された「令和6年度 全国中学校体育大会 第54回全日本中学校バレーボール選手権大会」に北海道代表として出場し、同校男子バレーボール部員として初となる全国大会出場を果たしました。

全国大会初戦は、東京代表の「大田区立大森第二中学校(今大会ベスト16)」と対戦し、惜しくもセットカウント1-2で敗れてしまいました。続いて、決勝トーナメント進出をかけ、京都代表の「京都市立伏見中学校(拠点校)(今大会ベスト8)」と対戦しましたがセットカウント0-2で敗れ、予選敗退となりました。目標としていた決勝トーナメント進出とはなりませんでした。全国の強豪校を相手に、最後まで仲間を信じ、「拾って繋ぐ」自分たちのバレーができました。

9月10日(火)には、町へ表敬訪問し、今大会の結果報告等を行いました。副主将の宮本 都垂さんは「全国大会の雰囲気は気負いすることなく、チームの持ち味である、粘り強く拾って繋ぐ、泥臭いバレーで精一杯プレーしてきました。この貴重な体験をこれからのバレーや学校生活に生かしていきます。」と振り返りました。

共に練習してきた仲間、これまで指導してくれた監督、コーチや地域の方々への感謝の気持ちを忘れず、また次の大会に向け、より一層の活躍を期待しています!

【男子予選グループ対戦表】

6組	H1	21	稚内市立潮見が丘中学校(北海道) (拠点校)	H5	25-13 25-18
		20-25 25-12 26-24	今大会ベスト16		
		22	大田区立大森第二中学校(東京)		
			今大会ベスト8		
	H2	23	京都市立伏見中学校(京都) (拠点校)		
		25-16 25-18	今大会準優勝		
		24	広島市立城南中学校(広島)		



スポーツの秋特集



皆さん、秋といったら何を思い浮かべますか？食欲の秋、芸術の秋など魅力いっぱいの秋！
今月号ではスポーツの秋にちなみ8月・9月に町内で行われたスポーツイベントの様子をお届けします。

／ 幌延球友準優勝！／

8月24日(土)・25日(日)
第61回 宗谷新聞社旗
宗谷管内市町村対抗軟式野球大会



幌延町総合スポーツ公園
野球場にて、「宗谷管内市町村
対抗軟式野球大会」が開催
され、宗谷管内6市町村の
チームによる白熱した戦いが
繰り広げられました。



町民プールにて「水泳大会」
が開催され、幌延小学校・
問寒別小学校3～6年生
65名が日ごろの練習の
成果を披露しました。

／ 迫力満点の水しぶき！／

8月30日(金)
水泳大会



／ 紅組・白組大接戦！／

8月31日(土)
認定こども園・
問寒別へき地保育所
合同運動会



幌延町総合体育館にて
「認定こども園・問寒別へき地
保育所合同運動会」
が行われ、園児たちはゴールへ
向かって全力で駆け抜けました。

／ 秋空の下、快走！／

9月7日(土)
第50回 ほろのべ
トナカイマラソン大会

幌延町総合スポーツ公園を発着点
とする「第50回 ほろのべトナカイ
マラソン大会」が開催されました。
参加者69名は秋空の下、
軽快に走り抜け、沿道からは参加者に
向けてたくさんの声援が送られました。



令和6年10月から 児童手当の制度が改正されます

令和6年10月分（令和6年12月支給）の児童手当から、制度内容が改正されます。新たに対象となる世帯は手続きが必要です。現受給者世帯および対象になると見込まれる世帯には役場保健福祉課社会福祉係より文書にてご案内いたします。また、単身赴任中で幌延町に住所を有し、下記支給要件を満たしている世帯も対象になりますので、詳しくは役場保健福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

1. 改正内容

①所得制限の撤廃

所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象となります。

②支給期間を中学生までから高校生年代まで延長

「高校生年代」までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。

③第3子以降の支給額を月3万円に増額

第3子以降の加算に係る兄弟姉妹の対象範囲を大学生年代(22歳到達以後の最初の年度末)まで延長。

④支給回数を年3回から6回に増加

偶数月での支払いになります。

2. 支給額

区分	改正前 (令和6年9月分まで)			改正後 (令和6年10月分から)		
支給対象児童	15歳到達日以後の最初の年度末までの児童			18歳到達日以後の最初の年度末までの児童		
所得制限	あり			なし		
月額	3歳未満	一律	15,000円	3歳未満	第1子 第2子	15,000円
	3歳～ 小学校修了	第1子 第2子	10,000円		第3子以降	30,000円
			第3子 以降	15,000円	3歳～ 高校生世代	第1子 第2子
	中学生	一律	10,000円	第3子以降		30,000円
	所得制限限度額以上 (特例給付)	一律	5,000円			
	所得上限限度額以上	支給なし				
支給月	年3回(2月・6月・10月) ※各前月までの4ヶ月分を支給			年6回(偶数月) ※各前月までの2ヶ月分を支給		
第3子以降 加算の対象	18歳到達以後の最初の年度末まで (高校生世代まで)			22歳到達以後の最初の年度末まで (大学生世代まで)		

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:01632-5-1113 告知端末機:5-8813

令和6年11月から 児童扶養手当の制度が改正されます

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、令和6年11月分（令和7年1月支給）から、児童扶養手当の所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得制限限度額

例）扶養児童1人の場合

区分	改正前 (令和6年10月分まで)	改正後 (令和6年11月分から)
全部支給	870,000円	1,070,000円
一部支給	2,300,000円	2,460,000円

2. 第3子以降加算額

区分	改正前 (令和6年10月分まで)	改正後 (令和6年11月分から)
全部支給	6,450円	10,750円
一部支給 (所得に応じて決定されます)	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:01632-5-1113 告知端末機:5-8813

行政相談・人権心配ごと相談特設相談所を開設します

国や役場などの仕事に対するご質問やご意見、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開催日	令和6年10月17日（木）
開催場所・時間	問寒別生涯学習センター 9:30～11:30 幌延町生涯学習センター 13:00～15:00
行政相談委員	多田 るみ さん
人権擁護委員	稲垣 紘順 さん 高木 由香 さん 佐藤 友子 さん

9月1日から10月31日は行政相談月間です。

町内には総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が1名います。行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見、要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。どんな小さなことでも、まずは行政相談委員にご相談ください。

地域おこし協力隊

通信

VOL.105

観光部門（花壇管理担当） 神原 理恵隊員



こんにちは、トナカイ観光牧場内にある「ノースガーデン」担当の神原です。私の出身地の茨城では、だんだんと秋が近づき過ごしやすくなってきた頃ですが、こちらでは、既に冬の気配がしますね。花の時期は過ぎてしまったので、今回は、ガーデンに隣接する圃場で育てている作物、ミニトマト、ブドウ、ソバについて紹介したいと思います。

1. 町内でミニトマト「アカハナ」を見かけた方はいますか？

例年、お盆過ぎから9月末頃まで、4種ミックスでホロカルと幌延町産業・地域振興センター内1F事務所で販売しています。殺虫剤不使用なので、皆さんに安心して召し上がっていただけるかと思います。

今年は町内のパン屋「RENNE（レンヌ）」さんがドライトマトの加工にもチャレンジしてくれました。

2. ブドウは、ワイン品種で有名な、山幸と清見を加工用に試験栽培しています。

過去には果汁を使ってどらやきや羊かん、ゼリーを作ったそうです。また、果汁とスパイスを煮て作ったシロップは炭酸で割ると、さわやかでど越しの良いジュースになります。今年もうまく収穫できるよう、日々手入れをしています。去年はタヌキにほぼ食べられたそうなので、獣害対策も必要ですね。

3. トナカイ観光牧場の一角にあるソバ畑（9月初旬）の様子です。^{きたわ}早生と^{きたわ}早生の新品種の2種類を栽培しています。

ほろのべ手打ち蕎麦愛好会の方々と、商品化に向けて取り組んでいて、いずれは幌延産の蕎麦粉を使ったそばを、レストランの方で提供できるかもしれません。愛好会の活動は週一回、だいたい日曜に幌延町生涯学習センターで行っています。時間は18時～21時頃まで。見学だけでもOKだそうなので興味のある方は気軽にのぞいてみてください。蕎麦打ち歴30年超えの方がいるので、初心者でも安心して始められるかと思います。



1. ミニトマト「アカハナ」



2. ブドウ「山幸と清見」



3. 一面に広がるソバ畑

10月 デマンド交通実証運行開始 乗り合い乗車で運賃が安価に!!

幌延町地域公共交通活性化協議会（事務局：町住民生活課）は8月5日に本年度第1回協議会を開催し、地域公共交通体系の維持と地域住民等の移動の足の確保を目的とした「地域デマンド交通」の実証運行について協議しました。

内容は、10月から2か月間、他の人と乗り合うことがある「乗合タクシー」を幌延地区（運行：㈱天塩ハイヤー）で、「自家用有償運送」を問寒別地区（運行：NPO法人ミナといかん）で試験運行することで、予約方法や乗り降りが可能な連絡施設、運賃等について、町内外の交通関係者が意見を交わしました。実証運行の後、利用者や事業者から聞き取り等を行ない、検証して来年度に本格運行するかどうか協議する予定です。

9月10日には、幌延・問寒別両地区で住民説明会を行ない、参加した約20名の住民に制度や利用方法について説明しました。



地域デマンド交通実証運行のポイント

- 期 間 10月1日（火）～11月30日（土）。問寒別は11月29日（金）まで。
- 運行時間 【幌 延】平日・土曜 7時～19時、日曜 7時～17時
【問寒別】平日のみ 9時～17時
- 運 賃 ・ 通常運賃の3分の1程度。
※例①幌延市街地間は300円、例②問寒別市街地間は100円
・乗車する区域、降車する区域によって運賃が決まっています。
・移動は原則、自宅⇄連絡施設、連絡施設間(広報誌折り込みの利用案内パンフレット裏面参考)
- 対 象 ・ 全町民、住民票はないが町在住者（事前に役場での申請が必要）
・町外からの来訪者（乗車時に登録）
※ハイヤー運賃等助成制度登録者は、申請不要。
- 利 用 申請後に交付される利用カードを提示。実証運行期間中の利用は無制限です。
※ハイヤー運賃等助成制度登録者は、既にお持ちのカードを提示してください。
- そ の 他 ハイヤー運賃等助成制度の併用もできます。遠距離移動の際に併用した場合、運賃はさらに安価になります。併用しないこともできます。

詳細は、広報誌折り込みの利用案内パンフレット（A 3横版）をご覧ください。

お問合せ：幌延町地域公共交通活性化協議会（事務局：町住民生活課）電話：5-1112

幌延町の家計簿

令和5年度決算報告

令和5年度決算状況がまとまりました。
 皆さんが納めた税金は、直接または地方交付税や補助金と
 いったかたちで、町の会計に入ってきます(歳入)。
 それらのお金を使って、町では福祉や快適な暮らしのための基盤
 整備、教育などを行っています(歳出)。
 お金が幾ら入ってきて、どのように使われたのか、そして
 町の借金や貯金はどのくらいあるのかを、お知らせします。



決 算

町の財政状況<一般会計>

●1人当りに使われた費用	●1世帯当たりの町税負担
2,618,059円	467,081円
●1人当たりの貯金	●1人当たりの借金
3,079,046円	1,643,661円
人口 2,070人、世帯数 1,187世帯(令和6年3月31日現在)	

令和5年度 各会計決算総括表

会 計 名		歳 入	歳 出	翌年度	差 引
		対前年比(%)	対前年比(%)	繰越財源額	
一般会計		56億1,109万0千円	54億1,938万2千円	871万2千円	1億8,299万6千円
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	3億3,287万5千円 ▲ 2.0	3億3,186万5千円 ▲ 2.1	0千円	101万0千円
	国民健康保険診療所特別会計	3億8,687万2千円 0.2	3億8,677万1千円 0.2	0千円	10万1千円
	後期高齢者医療特別会計	5,207万6千円 11.5	5,183万9千円 11.4	0千円	23万7千円
	介護保険特別会計	2億3,257万4千円 5.2	2億1,808万7千円 10.0	0千円	1,448万7千円
	簡易水道事業会計	1億1,028万1千円 27.9	1億2,427万0千円 56.5	0千円	△1,398万9千円
	下水道事業会計	3億3,153万3千円 65.2	3億5,418万8千円 80.3	0千円	△2,265万5千円
合 計		70億5,730万1千円 9.8	68億8,640万2千円 10.7	871万2千円	1億6,218万7千円

一般会計

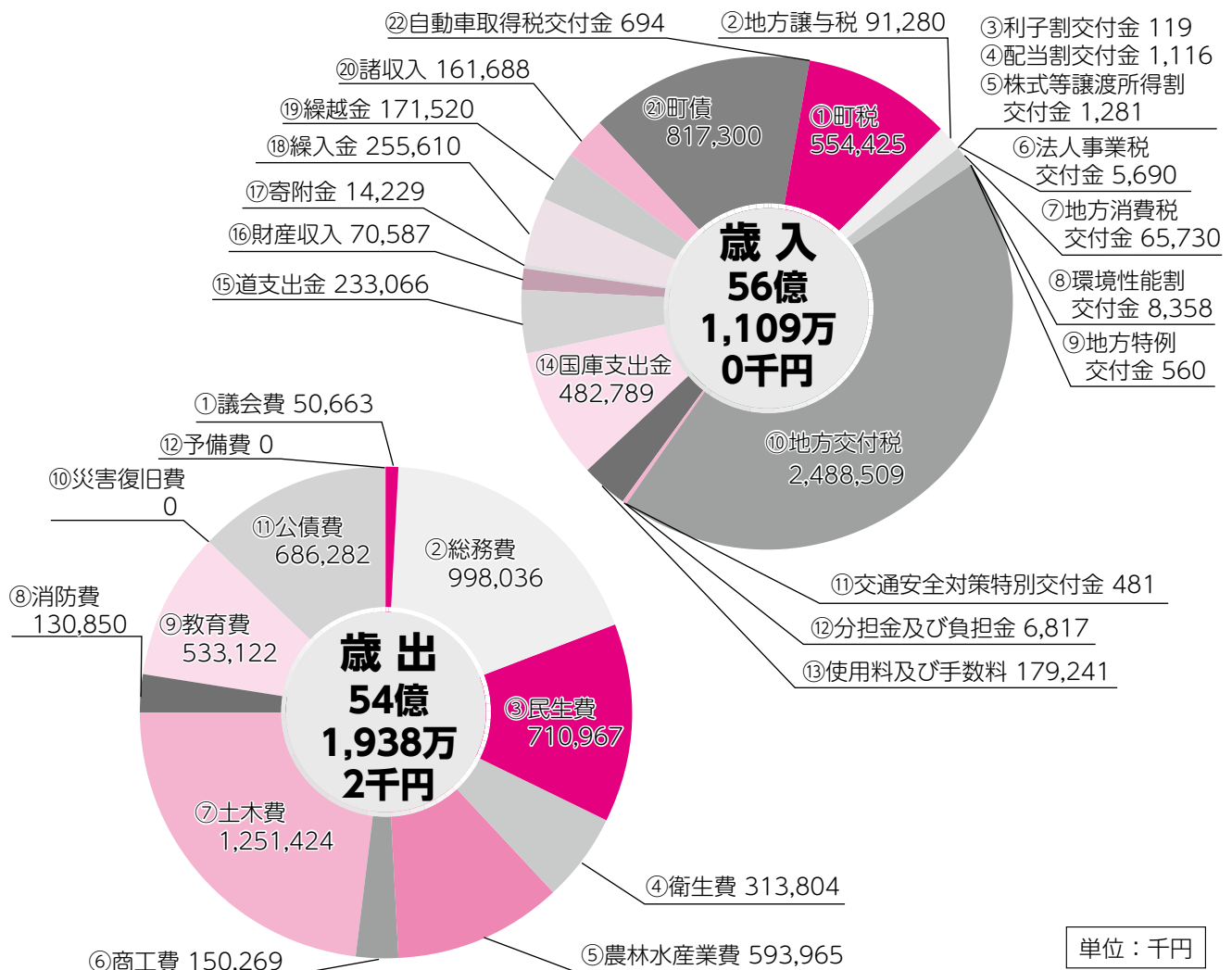
歳出 54億1,938万 2 千円

区 分	金額(千円)	構成比(%)
①議会費	50,663	0.9
②総務費	998,036	18.4
③民生費	710,967	13.1
④衛生費	313,804	5.8
⑤農林水産業費	593,965	11.0
⑥商工費	150,269	2.8
⑦土木費	1,251,424	23.1
⑧消防費	130,850	2.4
⑨教育費	533,122	9.8
⑩災害復旧費	0	0.0
⑪公債費	686,282	12.7
⑫予備費	0	0.0
合 計	5,419,382	100.0

※歳入、歳出の構成比(%)は、小数点第1位未満を四捨五入しているため合計と一致しないことがあります。

歳入 56億1,109万 0 千円

区 分	金額(千円)	構成比(%)
①町税	554,425	9.9
②地方譲与税	91,280	1.6
③利子割交付金	119	0.0
④配当割交付金	1,116	0.0
⑤株式等譲渡所得割交付金	1,281	0.0
⑥法人事業税交付金	5,690	0.1
⑦地方消費税交付金	65,730	1.2
⑧環境性能割交付金	8,358	0.1
⑨地方特例交付金	560	0.0
⑩地方交付税	2,488,509	44.3
⑪交通安全対策特別交付金	481	0.0
⑫分担金及び負担金	6,817	0.1
⑬使用料及び手数料	179,241	3.2
⑭国庫支出金	482,789	8.6
⑮道支出金	233,066	4.2
⑯財産収入	70,587	1.3
⑰寄附金	14,229	0.2
⑱繰入金	255,610	4.6
⑲繰越金	171,520	3.1
⑳諸収入	161,688	2.9
㉑町債	817,300	14.6
㉒自動車取得税交付金	694	0.0
合 計	5,611,090	100.0



町税収入の状況

税 目	金 額(千円)	徴収率(%)	構成比(%)
個人町民税	131,966	95.6	23.8
法人町民税	42,257	98.5	7.6
固定資産税	348,412	98.6	62.8
軽自動車税	6,036	98.3	1.1
町たばこ税	25,754	100.0	4.6
合 計	554,425	97.9	100.0

町民1人当たり、1世帯当たりに使われた費用

区 分	1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
総務費	482,143	840,805
公債費	331,537	578,165
土木費	604,553	1,054,275
民生費	343,462	598,961
農林水産業費	286,940	500,392
教育費	257,547	449,134
衛生費	151,596	264,367
消防費	63,213	110,236
商工費	72,594	126,596
議会費	24,475	42,682
災害復旧費	0	0
合 計	2,618,059	4,565,612

「債務負担行為」とは

将来的に支払わなければならない義務的経費で、①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、次年度以降の歳出予算に計上されるものであり、予算の内容の一部として議会の議決を経て設定されます。

町民1人当たり、1世帯当たりの町税負担

税 目	1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
個人町民税	63,752	111,176
法人町民税	20,414	35,600
固定資産税	168,315	293,523
軽自動車税	2,916	5,085
町たばこ税	12,442	21,697
合 計	267,838	467,081

性質別経費

区 分	金 額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
消費的経費	2,595,836	47.9	3.1
人件費	714,200	13.2	▲3.1
物件費	723,576	13.3	▲1.9
維持補修費	302,831	5.6	▲8.6
扶助費	134,790	2.5	7.4
補助費等	720,439	13.3	22.7
投資的経費	1,245,614	23.0	20.8
その他	1,577,932	29.1	10.7
公債費	686,282	12.6	13.9
積立金	540,349	10.0	46.5
投資および出資金・貸付金	30,000	0.6	0.0
繰出金	321,301	5.9	▲24.2
合 計	5,419,382	100.0	8.9

一般会計・債務負担行為の状況

区 分	令和5年度以降 支出予定額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
物件の購入	0	0.0	▲100.0
土地	0	0.0	-
建物	0	0.0	-
物品	0	0.0	▲100.0
その他のもの	5,867	100.0	▲3.9
利子補給	5,839	99.5	▲2.9
その他	28	0.5	▲68.5
合 計	5,867	100.0	▲15.6

町の「貯金」(基金)・町の「借金」(町債)

町の「貯金」

区 分	金 額(千円)	対前年比(%)
一般会計	6,373,626	4.7
財政調整基金	1,067,989	6.7
減債基金	1,429,131	▲3.0
ふるさと創生基金	1,200,711	2.0
ふるさと応援基金	15,219	▲37.8
エネルギー施設等振興基金	488,808	2.8
公共施設等整備基金	1,768,665	16.6
地域公共交通活性化基金	222,283	▲6.1
地域福祉基金	101,440	0.0
中山間農業地域環境保全基金	17,329	▲0.4
森林環境譲与税基金	25,103	▲14.9
奨学資金基金	26,389	1.9
心象記念文化振興基金	10,559	7.4
国民健康保険特別会計	13,616	▲36.8
介護保険特別会計	44,000	38.7
簡易水道事業会計	115,611	0.5
合 計	6,546,853	4.6

町の「借金」

区 分	金 額(千円)	対前年比(%)
一般会計	3,402,378	4.2
公共事業等債	63,554	▲13.8
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	50,860	▲15.5
一般単独事業債	3,334	▲89.0
公営住宅建設事業債	87,178	▲23.6
辺地対策事業債	934,948	10.7
教育・福祉施設等整備事業債	26,595	▲51.7
過疎対策事業債	1,844,357	17.1
草地開発事業債	0	▲100.0
公有林整備事業債	41,471	▲7.0
簡易水道事業債	25,936	▲23.6
財源対策債等	324,145	▲25.2
簡易水道事業会計	69,510	52.6
下水道事業会計	325,277	▲3.3
合 計	3,797,165	4.1

令和5年度に行われた主な事業

(単位:千円)

持続可能なまちづくりを進める

自治会活動交付金	848
移住定住促進事業	12,410
地域コミュニティ形成事業	10,222
集落支援員運営事業	16,965
職員住宅補修事業	968

活力と賑わいを創る

産業・地域振興センター運営事業	20,902
幌延町企業立地促進奨励事業	518
移動科学館開催事業	3,384
幌延地圏環境研究所支援事業	3,064
ふるさと応援推進事業	4,945
幌延町まち・ひと・しごと創生事業	442
地域おこし協力隊運営事業	10,827
幌延町強い農業・担い手づくり支援事業	29,480
中山間地域等直接支払事業	76,726
担い手対策事業	500
多面的機能支払事業	7,860
幌延町新規就農者支援事業	51
農業支援員活動事業	9,274
幌延町農業経営継承奨励事業	1,000
幌延町飼料価格高騰緊急対策事業	11,714
幌延町酪農経営安定緊急対策事業	27,059
問寒別地区草地畜産基盤整備事業	30,144
幌延町酪農ヘルパー補助事業	4,370
畜産共進会出陣経費補助事業	291
乳牛検定組合補助事業	1,750
生乳成分検査事業	910
幌延町草地生産性向上対策事業	2,342
農道橋梁長寿命化改修事業	1,980
農業施設補修事業	307
問寒別地区農業用水道施設改修事業	135,021
上幌延開進地区農業用水道施設改修事業	22,278
農業用水道施設改修事業	4,540
有害鳥獣駆除経費	15,264
民有林造林促進事業	357
森林整備促進事業	15,973
新生児誕生記念木製品贈呈事業	306
町有林整備事業	18,046
林道維持管理費	148
幌延町商工会育成事業	10,241
新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業	381
幌延町商工業応援スタンプラリー事業	1,000
地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業	11,303
幌延町中小企業融資事業	30,000
幌延町商工業経営安定対策事業	175
幌延町商工業等振興促進事業	6,738
幌延町商工業経営力強化実装支援事業	10,018
幌延町商工業人材育成事業	682
幌延町商工業雇用促進事業	3,400
幌延町商工業事業継承奨励事業	2,000
物価高騰対策商工業継続緊急支援事業	7,531
原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業	2,020
ほろのべ名林公園まつり事業	7,128
トナカイホワイトフェスタ事業	906
トナカイ観光牧場補修事業	872
幌延町観光PR促進事業	1,452
幌延町観光協会育成事業	1,248
幌延町・豊富町広域観光促進事業	1,000
食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業	6,171

健やかな暮らしを共に支える

町社会福祉協議会運営費補助事業	881
外国人介護福祉人材育成支援	2,800
市民後見人制度推進事業	4,044
冬の生活応援事業	1,642
高齢者等交通費助成事業	2,016
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	301
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	30,802
長寿まつり開催事業	880
高齢者生活支援事業	3,025
緊急通報システム整備事業	707
老人クラブ活動促進補助事業	150
ホームヘルプサービス支援事業	17,427
こざくら荘支援事業	48,483
障害者介護給付・訓練等給付事業	50,295
心身障害者等通院交通費助成事業	288
放課後児童クラブ運営事業	5,789
出産祝金及び養育手当支給事業	3,964
ひとり親家庭・子ども医療給付等事業	9,600
ファミリー・サポート・センター運営事業	232
患者輸送車両運行経費	6,127
予防接種事業	8,910
妊婦健康診査等助成事業	1,643
乳幼児健診事業	953
がん検診推進事業	2,863
出産・子育て応援事業	2,215
国民健康保険給付費	162,599
介護保険給付費	147,112

生きる力と文化を育む

情報教育研究推進事業	13,029
特別支援教育支援員配置事業	3,156
外国語教育推進事業	9,084
児童生徒学力向上支援事業	2,509
学校支援事業	5,166
教員住宅補修事業	4,136
幌延町子ども会育成連絡協議会補助金	230
ワラベンチャー問寒クラブ補助金	135
放課後子ども教室推進事業	547
総合スポーツ公園改修事業	28,820
幌延町民プール補修事業	4,950
スポーツ少年団全道・全国大会出場補助金	1,110
総合体育館自家用発電機等整備事業	113,462

豊かな自然と安全を守る

生活交通路線バス維持費補助金	12,320
地域公共交通運営事業	1,513
斎場改修事業	29,522
建設機械整備事業(散水車)	47,281
道路センター補修事業	6,435
町道上問寒10号線道路横断管改修事業	28,677
町道駅前仲通線道路改良事業	68,552
町道3条仲通線道路改良事業	38,925
町道元町1号線道路改良事業	8,732
町道幌延北進線道路改良事業	109,118
町道中問寒糖南線道路改良事業	16,484
橋梁長寿命化計画策定事業	1,463
橋梁長寿命化改修事業	366,111
公営住宅長寿命化改修事業	37,070
防災対策事業	1,318
下水道施設改修事業	117,160
個別排水施設整備費	9,543

令和5年度から令和6年度への繰越事業

会 計	事 業 名	繰越額(千円)
一般会計	社会保障・税番号制度システム整備事業	9,917
	児童福祉施設冷房設備整備事業	8,712
	問寒別地区草地畜産基盤整備事業	8,700
	合 計	27,329

令和5年度予算
を翌年度に繰り
越して実施する
事業です



令和5年度の財政健全化判断比率等の公表

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、令和5年度の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の総称）および資金不足比率の指標を次のとおり公表します。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和5年度 幌延町比率	—	—	4.3	—	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		

※資金不足比率の場合は、早期健全化基準を経営健全化基準と読み替えます。

健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられ、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で財政再建することとなります。

なお、幌延町の健全化判断比率等は、すべての指標において基準を下回っています。

- ①実質赤字比率：普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と公営事業会計等（国保・国保診・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率：一般会計や特別会計及び一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率（簡易水道、下水道）：公営企業の資金不足額（簡易水道・下水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益－受託工事収益金）に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

令和5年度決算 幌延町の電源三法交付金の使い道

①電源立地地域対策交付金

1億5,108万7,568円

福祉サービス充実のため、次の事業に電源立地地域対策交付金を充てています。

- 幌延町国民健康保険診療所運営事業……………6,500万円
- 幌延町保健センター運営事業……………1,500万円
- 幌延町認定こども園・幌延町立へき地保育所運営事業……………3,000万円
- 北留萌消防組合幌延支署運営事業……………4,108万7,568円

※国・道から交付される電源立地地域対策交付金を上記事業の実施財源とすることにより、節約できた一般財源の一部を、ふるさと創生基金へ積み立てしています。

また、この積み立てた基金を原資とし、町単独の福祉事業や産業振興施策を実施することで、福祉サービスの充実や地域の活性化を図っています。

②広報・調査等交付金

1,260万0,000円

原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及のため、次の事業に広報・調査等交付金を活用しています。

- (1) 調査費 資料収集業務・職員研修旅費など……………631万1,782円
- (2) 一般事務費 エネルギー関連施設見学会・工作実験教室・深地層の研究等広報など…628万8,218円

令和5年度 ふるさと納税の状況

町では、ふるさと納税に該当する寄附金を、ふるさと応援寄附金として採納しています。

採納した寄附金は、寄附者への返納品等経費に充当し、残りをふるさと応援基金に積み立てることとしています。次年度以降に行う各事業にふるさと応援基金から繰り入れて、ふるさと納税として採納された寄附金を活用することとしています。

令和5年度のふるさと応援寄附金の状況は次のとおりです。

(単位:千円)

区 分	寄 附 金		返礼品経費等 充当額 ②	基金積立金 ③(①-②)	令和4年度 末基金現在高 ④	令和5年度 利子積立額 ⑤	令和5年度 基金取崩額 ⑥	令和5年度 末基金現在高 ③+④+⑤-⑥
	件 数	金額 ①						
ふるさと応援寄附金	725	11,477	4,944	6,533	24,480	6	15,800	15,219
(1)福祉および保健に関する事業	61	928	400	528	3,302	1	3,100	731
(2)教育および子育て支援に関する事業	244	3,729	1,607	2,122	6,272	1	3,200	5,195
(3)産業の振興に関する事業	92	1,393	601	792	2,732	1	1,200	2,325
(4)観光の振興に関する事業	60	874	377	497	2,072	1	2,000	570
(5)文化およびスポーツの振興に関する事業	19	303	131	172	419	0	400	191
(6)あなたが守る秘境駅プロジェクト 「マイステーション運動」	127	2,391	1,030	1,361	2,816	1	2,700	1,478
(7)その他まちづくりに資する事業	122	1,859	798	1,061	6,867	1	3,200	4,729

幌延町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2および幌延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、給与、勤務条件など人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員別採用者数(令和5年度)

	行政職	保育士	看護師	合 計
高 卒	5人(1人)	－	－	5人(1人)
短大卒	－	－	1人(1人)	1人(1人)
大 卒	2人(1人)	－	－	2人(1人)
計	7人(2人)	0人(0人)	1人(1人)	8人(3人)

※うち、()内は女性の数

(2) 事由別退職者数(令和5年度)

	行政職	保育士	看護師	合 計
定年退職	－	－	1人(1人)	1人(1人)
勸奨退職	－	－	－	0人(0人)
自己都合	7人(4人)	1人(1人)	－	8人(5人)
計	7人(4人)	1人(1人)	1人(1人)	9人(6人)

※うち、()内は女性の数

(3) 年度当初の常勤職員数(令和5年4月1日現在)

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	栄養士	合 計
町 長 部 局	43人(7人)	2人(0人)	11人(10人)	5人(5人)	1人(0人)	10人(10人)	2人(2人)	74人(34人)
議 会	2人(1人)	－	－	－	－	－	－	2人(1人)
農業委員会	1人(0人)	－	－	－	－	－	－	1人(0人)
教育委員会	8人(0人)	－	－	－	－	－	－	8人(0人)
水道事業	2人(0人)	－	－	－	－	－	－	2人(0人)
下水道事業	1人(0人)	－	－	－	－	－	－	1人(0人)
その他事業	5人(3人)	－	－	－	－	－	－	5人(3人)
計	62人(11人)	2人(0人)	11人(10人)	5人(5人)	1人(0人)	10人(10人)	2人(2人)	93人(38人)

※うち、()内は女性の数

(4) 一般行政職員の行政職給料表級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合 計
標準的な職務	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主 事	主 事	
職員数	8人	9人	14人	15人	7人	8人	61人
構成比	13.1%	14.8%	23.0%	24.5%	11.5%	13.1%	100.0%

※税務職員、医師、看護師、保育士、保健師などを除いた人数

(5) 部門別職員数の状況

部 門		職員数(4月1日現在)		対前年増減数
		令和6年度	令和5年度	
一般行政部門 (福祉関係除く)	議 会	2人	2人	0人
	総 務	20人	22人	▲2人
	税 務	3人	3人	0人
	農林水産	6人	7人	▲1人
	商 工	2人	1人	1人
	土 木	6人	6人	0人
一般行政部門 (福祉関係)	民 生	15人	16人	▲1人
	衛 生	7人	7人	0人
一 般 行 政 部 門		61人	64人	▲3人
特 別 行 政 部 門 (教 育)		9人	8人	1人
公営企業等会計部門	診 療 所	13人	13人	0人
	水 道	2人	2人	0人
	下 水 道	1人	1人	0人
	国 保	1人	1人	0人
	介 護	4人	4人	0人
	小 計	21人	21人	0人
総 合 計		91人	93人	▲2人



2. 職員給与の状況

(1) 職員の平均給与月額および平均年齢状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 職 員	298,894円	325,055円	40.2歳

※派遣職員、医療職の医師、医療技術職、看護師および准看護師職員は除く

※平均給与月額とは、給料と職員手当(期末勤勉手当および寒冷地手当を除く)を合わせた額の平均

(2) 職員の初任給と経験年数別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		初任給	経 験 年 数			
			10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満
一般行政職	大学卒	196,200円	274,600円	334,100円	337,600円	—
	高校卒	166,600円	240,900円	—	324,400円	350,000円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数

(3) ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示すものです。

年 度	幌延町	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	利尻富士町
平成31年度	98.0	96.3	96.6	93.3	96.3	95.2	94.6	96.8	95.1
令和2年度	99.8	96.5	97.5	96.6	96.2	96.7	94.3	95.3	95.1
令和3年度	95.9	97.0	96.7	93.1	96.2	95.7	95.4	93.4	94.3
令和4年度	97.3	96.7	97.1	93.4	94.4	94.8	96.0	93.0	95.6
令和5年度	95.4	96.2	96.2	93.4	95.2	95.8	94.5	92.2	95.8

(4) 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

退 職 手 当	区 分	支給率(自己都合退職)	支給率(定年退職)	国と同じ
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	
期末・勤勉手当	区 分	期 末	勤 勉	計
	6月期	1.225月分	1.025月分	2.250月分
	12月期	1.225月分	1.025月分	2.250月分
	計	2.450月分	2.05月分	4.500月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置 有			
寒冷地手当	職員の世帯の区分や扶養親族の数に応じて支給 支給額は51,700円～131,900円(1級地)			国と同じ
扶養手当	○子 10,000円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算 ○子以外の扶養親族 6,500円			国と同じ
住居手当	○借家の場合 家賃に応じて100円～28,000円 ○自宅の場合 5,000円/月			やや異なる
特殊勤務手当	特殊勤務手当については、危険、不快、不健康などの特殊な業務に従事する職員に支給			異なる
	手当の種類		区 分	支 給 額
	(1)往診手当・手術手当		1回	診療報酬等による
	(2)放射線作業手当・病理細菌業務手当		日額	210円
	(3)医師研究手当		月額	1,320,000円
	(4)感染症等防疫作業手当		日額	210円
	(5)死体処理作業手当		日額	2,000円
管理職手当	課長補佐職以上に支給。本俸に対し、課長職 11%、課長補佐職 9%			異なる
	管理職員 特別勤務手当			異なる
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、勤務した時間1時間につき、0.25～0.75の割増			国と同じ

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前 8 時30分	正午から 午後 1 時まで	午後 5 時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

年次有給休暇	1年につき最大年間20日付与(ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる)
病 気 休 暇	職員が負傷または疾病のため療育する必要がある、そのために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。休暇の期間は最大90日。
特 別 休 暇	公民権行使、骨髄移植、ボランティア、結婚、出生サポート、生理、産前・産後、配偶者出産、育児、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故 など

年次有給休暇の取得状況(令和5年)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3114.6日	968.3日	83人	11.7日	31.0%

(調査対象者:令和5年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員)

育児休業及び部分休業の取得状況(令和5年度)

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	2人	0人	0人
女性職員	1人	1人	0人

4. 職員の分限および懲戒処分状況(令和5年度)

処分内容	分限処分				懲戒処分			
	免 職	降 任	休 職	失 職	免 職	停 職	減 給	戒 告
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人
処分内容							5% 1ヶ月	

5. 職員のサービスの状況(令和5年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

区 分	内 容	違反者数
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規定等に従い、かつ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。	0人
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	2人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。	0人
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に関与し、これらの役員になってはならず、政治活動等を行ってはならない。	0人

6. 職員の退職管理の状況(令和5年度)

地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

本町においても、幌延町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取り組みを行っています。

7. 職員の研修および勤務成績の評定の状況(令和5年度)

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研修内容(派遣先)	回数	日数	受講者数
庁内研修	小規模多機能自治についての研修	1回	1日	47人
	新規採用職員研修(町内視察)	1回	1日	5人
派遣研修	宗谷管内町村職員新規採用職員基礎研修会(宗谷町村会)	1回	3日	2人
	宗谷地区法務(基礎)研修会(宗谷町村会)	1回	1日	3人
	法務専門研修(北海道町村会)	1回	1日	1人
	税務事務(基礎)≪固定資産税課税≫研修(北海道市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
	面接技法研修会(宗谷町村会)	1回	1日	1人
	宗谷・留萌地区法務実務入門研修(宗谷町村会)	1回	1日	1人
	宗谷管内町村職員初級研修(宗谷町村会)	1回	3日	3人

(2) 勤務成績の評定の状況(人事評価の状況)

当町においては、平成28年度から人事評価制度を導入し、業績評価と能力・態度評価に分けて評価しています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況(令和5年度)

区分	受診者数	内容等
総合健診	55人	40歳以上の職員と、30～39歳の職員の半数を対象
定期健診	32人	上記対象職員以外を対象
腰痛検査	19人	保育士等を対象

(2) 北海道市町村職員福祉協会への公費の負担状況

令和5年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含む)
	[A]	[B]	[C]	[D]	$\frac{(A)}{(C-D)}$	$\frac{(A)}{(A+B)}$
北海道市町村職員福祉協会	250千円	249千円	94人	0人	2,660円	50.1%

令和6年度予算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含む)
	[A]	[B]	[C]	[D]	$\frac{(A)}{(C-D)}$	$\frac{(A)}{(A+B)}$
北海道市町村職員福祉協会	280千円	280千円	102人	0人	2,745円	50.0%

(3) 公務災害補償制度(令和5年度)

区分	発生件数	内容等
公務災害	1件	公務中の災害について療養補償などを行う
通勤災害	0件	通勤途中の災害について療養補償などを行う

9. 宗谷公平委員会の業務状況(令和5年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当する案件はない。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当する案件はない。



「地下の研究現場から」第52回－地震のとき、地下深くは揺れが大きい？小さい？



私たちの行っている研究について、広くご理解いただくために幌延町広報誌「ほろのべの窓」の誌面をお借りして町民の皆さまをはじめ、ご愛読者さまに研究内容についてご紹介させていただきます。

今回は、地震観測について紹介します。幌延深地層研究センターでは地表と、深度250mおよび深度350mに地震計を設置して、常時観測を行っています。これまでの観測結果から、地表よりも地下深部のほうが地震による揺れは小さくなることが分かっています。ここでは、2022年8月11日に起きた地震の観測結果を例に説明します。

この地震は、近年、幌延町周辺で発生した地震の中で最も大きく、気象庁によると、そのマグニチュードは5.4で、最大震度5強（幌延町では震度4）を観測しました。幌延深地層研究センターに設置している地震計でも、この地震の揺れをとらえており、地震の波形データ（図）を得ることができました。その時の波形を見ると、地表よりも深度250mや深度350mの方が、揺れが小さくなっていることが分かります。また、波形から算出した震度でも地表から地下深部に行くにつれ、震度が小さくなっていることが確認できました。すなわち、地下深部にいくほど地震の揺れが小さく、地層処分を考えた場合に処分場への影響も小さいことが推測できます。今後は、深度500mにも新たに地震計を設置し、深度250mや深度350mよりも揺れが小さくなるのかどうかを確認する予定です。

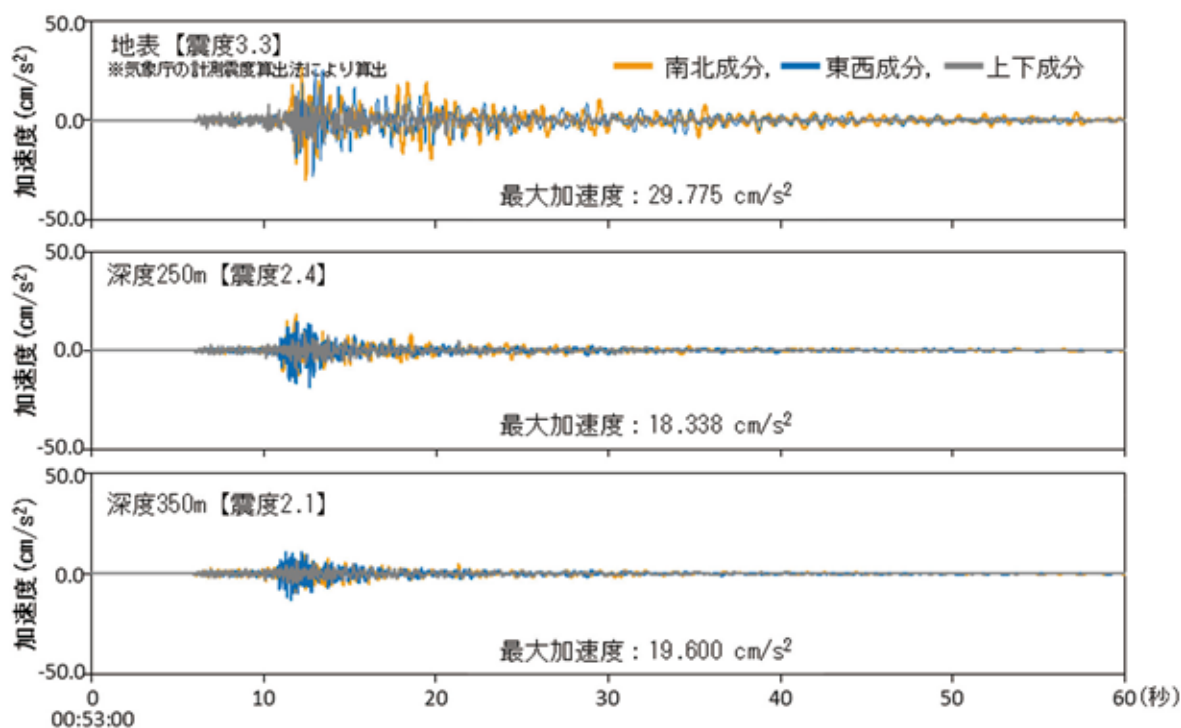


図 2022年8月11日0時53分頃の地震（マグニチュード5.4）の地下施設における揺れ具合

お問い合わせ先 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター：電話・告知端末機 5-2022 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>

ゆめ地創館：電話・告知端末機 5-2772 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/yumechisoukan/index.html>

広報・調査等交付金事業

10～12月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者 講習(2時間)	優良運転者 講習(30分)	一般運転者 講習(1時間)	違反運転者 講習(2時間)
10月5日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
10月8日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00～		
10月12日(土)	遠別町生涯学習センター「マナピィ21」		13:00～		
11月5日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
12月3日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00～		
12月7日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
12月14日(土)	遠別町生涯学習センター「マナピィ21」		13:00～		

みんなチェック!北海道最低賃金

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 1,010 円

効力発生年月日 令和6年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

『秋の全道火災予防運動』

**1. 実施期間10月15日（火）から
10月31日（木）までの17日間**

2. 統一標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』

火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、ストーブなどの火気器具の取扱いや火の消し忘れがないよう十分注意し、火の用心を心掛けて下さい。

また、逃げ遅れによる死傷者事故を防ぐため、日頃から住宅用火災警報器の作動確認をし、不具合がある場合は機器の交換をお願いします。未設置の住宅につきましては、早期に設置をしてください。

お問い合わせ先:北留萌消防組合 幌延支署 TEL:01632-5-1159

北海道と市町村は滞納者に対し共同で催告書を発付します

北海道と市町村は、個人住民税の収入確保を図るため、全道統一的な滞納整理の取り組みとして、個人住民税を滞納している方に共同で催告書を発付します。

個人住民税を滞納している方は速やかに納税してください。

【道税に関すること】 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課 電話：(0162)33-2519

【町税に関すること】 幌延町役場 住民生活課税務住民係 電話：5-1112

自賠責保険・自賠責共済のご案内

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和5年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク等1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車（電動キックボード・モペット）を含むすべての自動車に加入が義務づけられています！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）の、未加入、未更新にご注意を！！

自賠責制度の詳しい内容は、

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/> でご覧になれます。

8月20日(火)

戦没者慰霊祭

戦没者慰霊碑前にて「戦没者慰霊祭」が行われました。遺族会をはじめとした参列者10名は黙とうを捧げるとともに白い菊の花を献花し、戦没者へのご冥福とともに恒久の平和を誓いました。



8月26日(月)

幌延地圏環境研究所 2024年度特別講演会

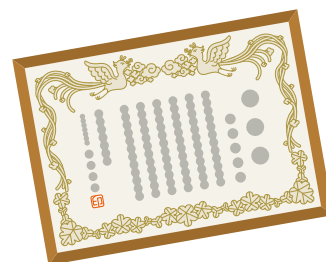
幌延深地層研究センター国際交流施設にて「幌延地圏環境研究所2024年度特別講演会」が開催されました。本講演会では、北海道大学大学院 地球環境科学研究院の森川教授を講師としてお招きし、生命進化を支える微生物の働きなどわかりやすくご説明いただきました。



8月29日(木)

澤谷敦美氏が北海道町村教育委員会連合会功労者表彰を受賞しました

北海道町村教育委員会連合会功労者表彰の伝達式が行われ、青木教育長から教育委員の澤谷敦美氏に表彰状と記念品が手渡されました。澤谷教育委員におかれましては、平成22年から14年の永きにわたり、現在も教育委員として町の教育にご尽力されており、この表彰はその功績が評価されたものです。



9月1日(日)

第43回 北星園祭

北星園前特設会場にて、「第43回北星園祭」が5年ぶりに開催されました。やちぶき太鼓の演奏で開幕し、幌延中学校吹奏楽部や、大道芸人などのステージショー、抽選会が行われたほか、バザーコーナーやキッチンカー5台も出店され、大盛況の中、開園50周年を迎えました。



9月8日(日)

幌延中学校吹奏楽部 第13回定期演奏会

幌延深地層研究センター国際交流施設にて、「幌延中学校吹奏楽部 第13回定期演奏会」が開催されました。風を織るやウィアーなど計7曲を披露し、会場は、吹奏楽部員の奏でる音色に包まれ、来場された方々は、楽しいひと時を過ごしました。



9月14日(土)

令和6年度幌延町長寿まつり

幌延深地層研究センター国際交流施設にて町内の75歳以上の方をお祝いする「長寿まつり」が開催され、長寿51名が出席されました。米寿、喜寿の該当者に長寿御祝品が贈呈されたほか、認定こども園の園児によるお遊戯やナナカマド紅丸氏による落語の余興を楽しみました。



年金は「老後」だけとは限りません！

老 齢 基 礎 年 金

受 給 要 件

- 国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある方は、65歳になったときから受けることができます。
 ※ 第2号、第3号被保険者の期間も含まれます。
 ※ 免除を受けた期間や任意加入とされていた期間に任意加入しなかった期間なども対象期間に含まれます。



計算式

老齢基礎年金額
(令和6年度)

816,000 円

保険料
納付済月数

+

全額免除
月数
×
4 / 8

+

4分の1
納付月数
×
5 / 8

+

半額
納付月数
×
6 / 8

+

4分の3
納付月数
×
7 / 8

×

40年 (加入可能年数) × 12月

※68歳以上の方は813,700円

希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る繰り上げ請求や、66歳から75歳までの間に増額された年金を受け取る繰り下げ請求をすることもできますが、繰り上げ請求すると65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やケガで障がい者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので注意してください。なお、一度、減額や増額された受給率は生涯変わりません。

障 害 基 礎 年 金

受 給 要 件

- ・ 初診日（病気やケガで初めて医者の診療を受けた日）において被保険者であること。
- ・ 障がいの状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- ・ 初診日の含まれる月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、初診日において65歳未満の場合は、初診日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）



20歳前に初診日がある場合

20歳に達したとき、障害等級表の1級または2級の状態であれば、障害基礎年金を受けられますが、本人の所得に制限があります。

障害基礎年金額 (令和6年度)

生年月日	昭和31年4月2日以後	昭和31年4月1日以前
1級	1,020,000円	1,017,125円
2級	816,000円	813,700円

- ※ 生計維持されている子（18歳に達した年度の末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子）があるときは、加算されます。

遺 族 基 礎 年 金

受 給 要 件

- 次の1から4のいずれかに該当する人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。
- 1 被保険者であること。
 - 2 被保険者であった人で、国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
 - 3 老齢基礎年金受給者であること。
 - 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。
- ※ 1および2については、死亡日の前日において公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、死亡日において65歳未満の場合は、死亡日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）
- ※ 3および4については、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて25年以上あること。



遺族基礎年金額 (令和6年度)

生年月日	昭和31年4月2日以後	昭和31年4月1日以前
配偶者と子1人	1,050,800円	1,048,500円
子1人のみ	816,000円	813,700円

- ※ 子の数によって加算があります。

令和6年度の年金額について

令和6年度の年金額は、物価変動率が（プラス3.2%）が名目手取り賃金変動率（プラス3.1%）を上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定されています。また、物価変動率および名目手取り賃金変動率がともにプラスになるため、令和6年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率（マイナス0.4%）による調整が行われていません。

このため、令和6年度からの年金額は、原則、令和5年度から2.7%の引き上げとなっています。

お問い合わせ先 稚内年金事務所 電話 0162-33-7011

住民生活課 税務住民係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

10月

町民くらしのカレンダー

期日	行 事	時 間	場 所
1 火	運動教室Re:Body	19:00～	保健センター
2 水	診療内科・精神科		国保診療所
3 木	はつらつ教室 マッチングアプリ講演会	9:45～ 19:00～	保健センター 国際交流施設
4 金	にこにこ教室 わくわくひろば 問寒別出張診療	9:30～ 10:30～11:30	保健センター 子育て支援センター 問寒別国保診療所
5 土	幌延小学校学習発表会	9:00～12:00	幌延小学校
6 日	問寒別小中学校学芸会	10:00～12:00	問寒別小中学校
7 月	入園児との交流遊び (なかよし保育)	10:00～11:00	子育て支援センター
8 火	問寒別運動教室Re:Body 運動教室Re:Body	10:45～ 19:00～	問寒別生涯学習センター 保健センター
9 水	まちいちカフェ 金田心象書道美術館展示替え 親子リズム体操遊び	9:45～ 10:00～16:00 10:30～11:30	保健センター 金田心象書道美術館 子育て支援センター
10 木	金田心象書道美術館展示替え すくすく健診	10:00～16:00 13:00～	金田心象書道美術館 保健センター
11 金	金田心象書道美術館展示替え	10:00～16:00	金田心象書道美術館
12 土	問寒へき地保育所 生活発表会	10:00～	問寒別へき地保育所
13 日			
14 月	スポーツの日		
15 火	火災予防パレード 運動教室Re:Body 秋の全道火災予防運動 (10/31まで)	幌延市街10:00～ 問寒別市街14:30～ 19:00～	幌延市街 問寒別市街 保健センター
16 水	地域包括講演会 診療内科・精神科	13:30～	国際交流施設 国保診療所

期日	行 事	時 間	場 所
17 木	はつらつ教室	9:45～	保健センター
18 金	わくわくひろば 5歳児健康相談	10:30～11:30 13:00～	子育て支援センター 保健センター
19 土	チャレンジ教室 「酪農体験」	9:30～13:00	芳野牧場
20 日	町内会対抗ミニバレー	9:30～	総合体育館
21 月	入園児との交流遊び (すきっぷくらぶ)	10:00～11:00	子育て支援センター
22 火	2歳児健康相談 運動教室Re:Body	9:00～ 19:00～	保健センター 保健センター
23 水	問寒別にこにこ教室	10:00～	問寒別生涯学習センター
24 木			
25 金	まちいちカフェ 舞台芸術鑑賞事業	9:45～ 19:00～	保健センター 国際交流施設
26 土	問寒別地区町民文化祭 おとなの運動会 秋のスポーツフェスティバル	13:00～20:00 13:00～	問寒別生涯学習センター 総合体育館ほか
27 日	問寒別地区町民文化祭 町民フットサル大会	9:00～15:00 9:00～12:30	問寒別生涯学習センター 総合体育館
28 月	プレママ＆ママのための ゆったりエクササイズ 読書企画展(11/27まで) パークゴルフ場夜間照明終了	10:30～	保健センター 幌延町生涯学習センター
29 火	蔵書点検(幌延) 問寒別運動教室Re:Body 運動教室Re:Body	9:00～20:00 10:45～ 19:00～	幌延町生涯学習センター 問寒別生涯学習センター 保健センター
30 水	蔵書点検(幌延)	9:00～20:00	幌延町生涯学習センター
31 木	蔵書点検(問寒別) はつらつ教室 総合スポーツ公園クローズ	9:00～22:00 9:45～	問寒別生涯学習センター 保健センター

※ 子育て支援の事業については告知端末機でご案内します。随時ご確認ください。



■お悔み申し上げます
長澤 友子さん(76歳) 字幌延

☆お誕生おめでとう
堀 統陽くん(父和也) 1条北1

戸籍の窓
7月



いわた
岩田

ましろ
茉白ちゃん

字幌延

お父さん 悠作さん
お母さん 杏奈さん

家中ほふく前進で動きまわる元気な茉白！
ねーねと遊ぶことが大好きでいつも姉妹で
笑ってるね。これからも姉妹仲良く
すくすく育ってね！

令和6年1月20日生

中里塗装工業有限会社より

「幌延町長寿まつり」の横断幕が寄贈されました

町内の75歳以上の方をお祝いする「幌延町長寿まつり」において使用する横断幕を、中里塗装工業有限会社より寄贈いただきました。心より感謝申し上げます。寄贈いただきました横断幕は今後大切に使わせていただきます。



▶中里塗装工業有限会社より寄贈いただいた横断幕
(令和6年度 長寿まつり)

ほろのべの裏窓

■先日、札幌市で開催された広報公聴技術研究会に参加してきました。3日間の研修の中で、広報誌のデザインや写真撮影の基礎を学んだほか、各自自治体の広報誌作成担当者との意見交換などを行いました。特に写真撮影の講義は、絞り（背景をぼかして被写体を強調できる）・シャッター速度（被写体の動きを止めたリ流動間を表現できる）・ISO感度（カメラが光をとらえる能力を表す値）について丁寧にお話いただき、カメラ初心者私にとつて、とても有意義な時間となりました。講義を受けた翌日に、こども園の運動会の撮影があり、得た知識を活用して撮影に挑みましたが、写真がブレてしまったりで、実践はやはり難しかったです。10月は、芸術の秋ということで、各小中学校の学校祭や学芸会、町民文化祭などの撮影が盛りだくさんですので、この写真いいね！と思ってもらえるような写真を撮影できるように頑張ります。それではまた来月号でお会いしましょう！

菜園の実り兆せり晩夏光
晩夏光人呼びて島ふくれたり
衣の裾翻し行く晩夏光
晩夏とて機嫌ななめな六時の陽
熊ゲラに軒叩かれてゐる晩夏

八月定例俳句会作品 幌延ほおずき俳句会

横山 貞雄
小玉 利治
富樫とも子
小川遼太郎
田中 徹男



まちのうごき

令和6年8月末日現在 ※（ ）内は前月比

人口

男	1,065 (0)
女	982 (-5)
合計	2,047 (-5)

世帯数 1,188 世帯(-2)

広報へのご意見、ご要望をお寄せください

総務企画課 企画振興係

電話 5-1114 / 告知端末機 5-8814



広報ほろのべの窓 10月号

令和6年10月
発行／幌延町

■企画・編集／総務企画課 企画振興係 ■印刷／株式会社須田製版
■幌延町ホームページアドレス／<https://www.town.horonobe.lg.jp>

UD FONT この広報誌は、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。